

## 第 12 回 横浜市税制研究会 議事録

日 時 9月7日(月) 午前10時から正午まで

会 場 市庁舎2F応接室

出席者 <委員>青木宗明委員 川端康之委員 柴由花委員 平野隆委員  
望月正光委員  
<市側>徳江主税部長  
<関係局>信時地球温暖化対策事業本部長 ほか  
<事務局>行政運営調整局税制課

### 資 料

【資料1】横浜市生活環境の保全等に関する条例

【資料2】税制を活用する脱温暖化施策の概要 No.1  
(省エネルギー・再生可能エネルギー関係)

【資料3】既存税制のグリーン化案の概要 No.1-1~2  
(省エネルギー・再生可能エネルギー関係)

【資料4】税制を活用する脱温暖化施策の概要 No.2  
(低燃費・低排出ガス車関係)

【資料5】既存税制のグリーン化案の概要 No.2-1~2  
(低燃費・低排出ガス車関係)

◇ 事務局から、新任委員の紹介(当日欠席のため、氏名等を紹介)  
横浜市立大学国際総合科学部准教授 上村雄彦 氏

◇ 地球温暖化対策課から、資料1、2、3、4、5に基づき、政策部署で作成した既存税制のグリーン化案について説明

◇ 既存税制のグリーン化案について自由討議

- ・ この税制案は、実際に導入する予定の案なのか。  
→ あくまでも、既存税制のグリーン化を議論していただくためにたたき台として示したもので、実際に導入する案まで精査されたものではない。
- ・ 既存税制のグリーン化を検討するにあたり、地球温暖化対策の施策について、全体的な仕組みがどこまでかみ合ったものであるか把握する必要がある。
- ・ 横浜市が地球温暖化対策の先導的な役割を担うことを踏まえ、独自に税制のグリーン化をすすめていくべきではないか。
- ・ 良い行動に対して税を減ずるのであれば、悪い行動に対して税をかけてい

かないと、財政が厳しい中、市民に理解を得られないのではないか。

- 太陽光から電気を作ることだけを対象とせず、太陽熱やその他の手法とのバランスを踏まえるべきで、税の軽減対象となる行為の選定にあたっては、施策目的を踏まえ、他の行為とのバランスを欠くことの無いよう、合理的な基準を示していくべきと考えられる。
- 軽減期間については、初期の一定期間ではなく、設備の償却期間など地球温暖化対策に寄与している期間にわたるほうが望ましい。
- 軽減制度を適用する期間を一定期間に限定することで、早期導入を図るとともに、軽減対象の行為が社会常識化・低コスト化したら取りやめることが必要である。
- 仮に環境負荷の高い建物に重課する場合、既存の地方税法上の軽減措置などとの関係を整理する必要があるのではないか。
- インセンティブ課税は、商品製造者の開発競争を促し、先駆的開発者が経済的メリットを享受するといった効果もあるのではないか。
- 導入インセンティブとして、設備の初期費用補助制度に加え、設備導入後の増高負担を軽減する趣旨で固定資産税を軽減することは高い効果が得られると考えられる。
- 軽自動車税のグリーン化について、対象車を動力源によって区分するのではなく、二酸化炭素の排出量など、直接地球温暖化対策に負荷を与えている程度を規準としたらどうか。

◇ 閉会。